## 平成 30 年度 第 12 回江津市農業委員会総会

日時: 平成 31 年 3 月 20 日(水) 午前 9 時 30 分~

場所:江津市地場産業振興センター 1階会議室

#### 議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 報告 第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

第3 議案 第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第4 議案 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第5 議案 第3号 別段の面積を設定することについて

第6 意見 第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

第7 その他

# ○ 出席農業委員(10名)

1番佐々木英夫 2番山田博 3番藤井孝子 4番和田幸子

5番二本木俊二 7番山本秀彦 8番田代和秋 9番深野政勝

10 番原田和徳 11 番柳原良雄

## ○ 出席推進委員(10名)

崎谷靖德、佐々木康規、佐々木要、井上清澄、流理森 湯淺憲昭、仲津和法、壱岐和功、階本誠一、野村耕平

## 〇出席した事務局職員 事務局長笠井裕司 次長西谷公巳夫

## 〇 午前 9 時 30 分 農業委員会総会 開議

事務局長 ご案内の時間になりましたので、ただ今から平成 30 年度、第 12 回江津市 農業委員会総会を開会いたします。会長に挨拶の後、議事進行をよろしくお願いいたします。

会 長 おはようございます。ご案内のように、平成30年度の総会ですが、この3 月で平成30年度が終わります。来月からは平成31年度となります。また、 5月には平成が変わりまして、新しい年号になるかと思います。なお、今回の 3月の総会が終わりまして、今までお世話になりました西谷次長が辞職をされます。来月からは後任の方が来られるということでございます。本当に長い間ありがとうございました。それでは、ただ今より、平成30年度、第12回江津市農業委員会総会を開会いたします。本日は、大村委員と河村推進委員から欠席の報告を頂いております。なお、出席委員は過半数以上でありますので本総会は成立しております。本日の議事は、お手元の議事日程により進行いたします。また、発言の際には挙手の上、指名を受けてからお願いいたします。

会 長 日程第1、会議録署名委員の指名につきましては、私から指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 ご了解いただきましたので、7番 山本委員、8番 田代委員を会議録署名委員に指名いたします。よろしくお願いいたします。

#### 農地法 第18条第6項

- 会 長 日程第2、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による届出について」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。
- 事務局 議案書は2ページをご覧下さい。18条6項の届出です。農地の所在は●●
  ●●、登記簿現況ともに田で面積は●●●●㎡です。賃貸人は、●●●●さん
  相続人の●●●●さん、住所は●●●●の方です。賃借人は●●●●さん、住
  所は●●●の方です。解約届出日が●●●、解約成立日も●●●、土地
  引渡時期も●●●で合意解約です。続きまして、農地の所在は●●●、登
  記簿現況ともに田で面積は●●●㎡です。賃貸人は、●●●●さん、住所は●
  ●●○さん、住所は●●●●番地の方です。賃借人は●●●●さん、住所は●
  ●●の方です。解約届出日が●●●、解約成立日も●●●、土地引渡時
  期も●●●で合意解約となっております。以上の届出がありましたので、報告いたします。
- 会 長 ただ今、事務局より報告がありましたが、この件について、何かご質問等は ありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようでありますので、報告のとおり、ご了承願います。

農地法 第4条

# ≪ 渡津町 ≫

- 会 長 日程第3、議案第1号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請の1に ついて」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の私から調査結果の報告をいたします。事務局の説明をお願いします。
- 事務局 議案書は3ページをご覧下さい。場所は位置図の1ページをご覧下さい。 農地の所在は●●●●、登記簿現況ともに畑で面積は●●●●㎡です。同じく●●●●、登記簿現況ともに畑で面積は●●●●㎡です。合計で●●●㎡です。申請人は●●●●さん、住所は●●●●、無職の方です。転用目的は太陽光発電施設です。転用理由は、申請地に太陽光発電施設を建設し、電力の生産及び販売を行うということです。申請人は本藤行政書士さんです。担当委員は佐々木英夫委員で、工期は許可の日から●●●●までです。以上です。
- それでは、私から調査結果の報告をいたします。位置図の1ページをご覧下 会 長 さい。現地は 9 号線江津バイパス東口から、約 2 キロ東へ進んだ所にありま す。申請地の手前に多田自動車がありまして、現地から 50 から 60m先にJ R山陰線を横断している陸橋がございます。その手前に申請地があります。9 号線から下に下がった窪みの位置になります。この現地は皆さん通られている と思いますが、陸橋の手前が広い墓地になっております。その墓地との間に林 がありますけれど、道路端に沿って窪みがございます。申請者は●●●●に在 住でして、敬川の本藤行政書士さんに内容について確認をさせて頂きました。 この部分について、畑というよりも当時は木々があったようですけれど、伐採 をされたようで、現地を確認しましたら整地をされておられました。今回、申 請の太陽光発電施設ですが、設置者は株式会社●●●●という会社です。会社 の確認をさせて頂きましたが、太陽光発電事業等を遊休農地や耕作放棄地等へ 各地域で設置をされている会社のようでして、 平成 16 年に設立をされて本社 が●●●にございます。設置した発電施設の草刈り等の維持管理は、設置した 地域の業者に依頼をして、地域での雇用を創出して地域経済へ貢献をして頂い ているというふうにお聞きしております。ここの周辺については、先程言いま したように、隣には家がありますが、空き家になっております。●●●●の東 側は山林になっておりまして、道路を挟んで手前は広場と言いますか、木が 1 本くらい立っているような広場でございます。そのような状況なので、今回こ

の太陽光発電を設置されることについて、西側の農用地所有者についても同意 を得ておりますし、周囲に被害を及ぼすことは無いということで、特に問題は 無いと思います。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告をいたしましたが、この件について、何か ご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決する ことに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会長 挙手全員と認めます。よって、農地法第4条第1項の規定による許可申請の1については、可決されました。

農地法 第5条

# ≪ 松川町上河戸 ≫

- 会 長 日程第4、議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請の1に ついて」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の二本木委員か ら調査結果の報告をお願いします。事務局の説明をお願いします。
- 事務局 議案書は 4 ページをご覧下さい。場所は位置図の 2 ページをご覧下さい。 農地の所在は●●●●、登記簿現況ともに畑で面積は●●●●㎡です。権利は 賃貸借です。貸付人は●●●●さん、住所は●●●●、無職の方です。借受人 は株式会社●●●●さん、住所は●●●●、建設業の方です。転用目的は駐車 場です。転用理由は、●●●●工事のための、工事関係者宿舎の駐車場として 使用するということです。申請人は本人さんで、対価は年●●●千円です。担 当委員は二本木委員で、工期は許可の日から●●●●までです。以上です。
- 会 長 それでは、二本木委員から調査結果の報告をお願いします。
- 5番委員 位置図の2ページをご覧下さい。横にして見ますと、浅利マルシェから工業 団地に向かって進んで行くと右側の道路に出てきます。その反対側は261号線から松川町市村を過ぎて、都治側を横断して右に入ると工業団地の四差路に当ります。この四差路を左折すると、この道路に出てきます。先日、バイパス が開通しましたが、松川町の方から行きますと、そのバイパスを過ぎて浅利方面に緩やかなカーブを下がって行きまして、真ん中の辺りが申請地になります。

この道路側に●●●●さんの現場事務所のような建物があります。その手前の所でございます。申請に出ておりますように、●●●●工事関係の事務所や宿舎、食堂等をこの辺りに設置する計画があるということです。実際に敷地面積が●●●mの中の一画に、この農地が●●●mがありまして、申請の場所は駐車場にする計画という話です。現場を見てみますと、農地ですが畑は作っておりません。雑種地のような所でした。周辺は全部そのような状況でございますので、特に問題は無いかと思います。以上です。

- 会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありましたが、この件について、何かご 質問等はありませんか。
- ●番委員 本件については問題無いかと思いますが、畑を駐車場として使用するという ことは、登記等は関係ないのですか。

事務局長 平成●●年までの賃貸ですので。

●番委員 そうすると、工事が終わった場合には、また元の畑になるのですか。

事務局長 そうです。

●番委員 わかりました。

会 長 他にご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決する ことに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会長 挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の1については、可決されました。

≪ 都野津町 ≫

- 会 長 次に議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請の2について」 を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員から調査結果 の報告をお願いします。事務局の説明をお願いします。
- 事務局 議案書は同じく4ページをご覧下さい。場所は位置図の3ページをご覧下さい。農地の所在は●●●、登記簿現況ともに畑で面積は●●●㎡です。同じく●●●●、登記簿現況ともに畑で面積は●●●㎡です。合計で●●●㎡です。権利は所有権移転です。譲渡人は●●●●さん、住所は●●●●、会社員

の方です。譲受人は●●●●さんと●●●●さん、住所は●●●●、会社員の方です。転用目的は個人住宅です。転用理由は、申請地を譲り受けて個人住宅を建築したいということです。申請人は木原行政書士さんで、対価は 10 a 当り●●●千円です。担当委員は深野委員で、工期は許可の日から●●●までです。以上です。

- 会 長 それでは、深野委員から調査結果の報告をお願いします。
- 9番委員 位置図の3ページをご覧下さい。左側に斜めに通っているのが、国道9号線で交差点になっていますが、これは都野津西交差点です。ここから江津皆井田線を跡市方面へ進んで行きます。150mくらい跡市方面へ進みますと、家が建っている所が多いですが、印が無い畑の部分がある所の小さい交差点を、東側に100mくらい進んだ右側にある斜線部分が申請地でございます。現地を確認しましたが何も耕作されておらず、、周りは都野津の土地区画整備事業で整備されている所ですので、だんだん家が増えてきております。そのような関係で、特に問題は無いかと思います。ご審議の程よろしくお願いいたします。
- 会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありましたが、この件について、何かご 質問等はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決する ことに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会長 挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の 2については、可決されました。

別段の面積を設定することについて

- 会 長 次に日程第 5、議案第 3 号、「別段の面積を設定することについて」を議題 といたします。事務局の説明をお願いします。
- 事務局 議案書は5ページをご覧下さい。別段の面積を設定することについてです。 農地法第3条第2項第5号の規定により、別紙のとおり江津市空き家に付属 した農地の別段面積取扱基準を定めるということで、最後に告示が付いており ます。農地法第3条第2項第5号の規定により、下記に掲げる区域について、 別段の面積を定めたので告示するということで、農地法施行規則第17条第1

項適用による区域は、江津市全域とし設定面積は 20 アールとする。また、農地法施行規則第 17 条第 2 項適用による区域は、空き家に付属した農地で 1 筆毎の指定地番を一つの区域とし、設定面積は 1 アールとするということです。説明ですが、下限面積については農林水産省から毎年、設定の見直しと修正が求められているものであります。北海道では大体 2 ヘクタール、都府県では50 アールと定められておりますが、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域の全部又は一部について、これらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積とするということです。現在まで江津市は、下限面積は 20 アールとなっております。今回の追加は説明しましたとおり、20 アール部分は変わらずに、農地法施行規則の第 17 条第 2 項の適用による区域、空き家に付属した農地で、1 筆毎の指定地番を一つにつき設定面積を 1 アールにするということで、江津市としましても空き家の利活用、定住促進ということで、進めておりますので今回提案をさせて頂きました。以上です。

- 会 長 ただ今、事務局より説明がありましたが、この件について、何かご質問等は ありませんか。
- ●番委員 この案件が出た場合は、農業委員会にかからないということですか。

事務局長 いいえ、かかります。

●番委員 わかりました。

会 長 他にありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。ただ今の原案のとおり、 承認することに賛成される方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、「別段の面積を設定することについて」は、 原案のとおり承認されました。

#### 農用地利用集積計画

- 会 長 次に日程第6、意見第1号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集 積計画の承認について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
- 事務局 それでは、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認につ

いて」をご覧下さい。まず1ページですが、設定地区は桜江地区が鹿賀と川戸 で、江津地区は松川町長良、松川町八神、都治町、千田町、跡市町、金田町、 有福温泉町本明、波積町本郷です。江津市合計としましては、1 年間は畑が 1 筆で 1.110 ㎡です。 3 年間は田が 2 筆で 3.792 ㎡です。 5 年間は田が 21 筆で 23.634 ㎡、畑が 13 筆で 4.203 ㎡です。 10 年間は田が 2 筆で 2.655 ㎡、畑が5筆で5.720㎡です。合計、田が25筆で30.081㎡、畑が19 筆で 11.033 ㎡となっております。新規は、田が 18.927 ㎡で畑は 9.719 mです。 再設定は、 田が 11,154 mで畑は 1,314 mです。 次に 2 ページを ご覧下さい。利用権設定の地区は●●●●、登記簿現況ともに田で●●●●㎡、 新規です。利用権の設定をする者は、●●●●さん、住所は●●●●番地の方 です。利用権の設定を受ける者は、公益財団法人島根農業振興公社です。田で 10年の使用貸借で、農地中間管理事業です。続きまして●●●番、登記簿 が田で現況は畑で面積は●●●●㎡、新規です。利用権の設定をする者は、● ●●●さん、住所は●●●●番地の方です。利用権の設定を受ける者は、公益 財団法人島根農業振興公社です。 畑で 10 年、10a当りの賃借料は●●●● 円です。賃貸借で農地中間管理事業です。続きまして●●●、登記簿現況と もに畑で面積が●●●●㎡、新規です。利用権の設定をする者は、●●●●さ ん、住所は●●●●の方です。利用権の設定を受ける者は、公益財団法人島根 農業振興公社です。畑で 10 年、10a当りの賃借料は●●●円です。賃貸 借で農地中間管理事業です。次に3ページをご覧下さい。●●●●と●●●● 登記簿現況ともに田で合計面積が●●●●㎡、新規です。利用権の設定をする 者は●●●●さん、住所は●●●●の方です。利用権の設定を受ける者は、● ●●●さん、住所は●●●●の方です。畑が 10 年の使用貸借です。続きまし て●●●●、登記簿現況ともに田で面積が●●●●㎡、新規です。利用権の設 定をする者は、●●●●さん、住所は●●●●の方です。利用権の設定を受け る者は、●●●●さん、住所は●●●●の方です。田が5年の使用貸借です。 続きまして●●●●、登記簿現況ともに田で面積が●●●●㎡、新規です。利 用権の設定をする者は、●●●●さん、住所は●●●●です。利用権の設定を 受ける者は、●●●●、●●●●方です。畑で苔を栽培されます。期間は●● ●●までで、10a当りの賃借料は●●●●円です。賃貸借で付帯条件が付い ていまして、当該農用地が適正に利用されていないと認められる場合には賃貸 を解除する。毎年、事業年度の終了後3ヶ月以内に、当該農用地の利用状況を 所定の様式に基づき、市長に報告することとなっております。 次に 4 ページを ご覧下さい。●●●●、登記簿現況ともに畑で面積が●●●●㎡、新規です。 利用権の設定をする者は、●●●●さん、住所は●●●●の方です。利用権の 設定を受ける者は、●●●●さん、住所は●●●●の方です。 田で 10 年の使 用貸借です。続きまして●●●●、●●●●、●●●●です。登記簿現況とも に田で合計面積が●●●●㎡、再設定です。利用権の設定をする者は、●●● ●さん、住所は●●●●の方です。利用権の設定を受ける者は、●●●●さん、 住所は●●●●の方です。 田で 5 年、10a当りの賃借料は●●●●で賃貸借 です。続きまして●●●●、●●●●、●●●●です。登記簿現況ともに田で 合計面積が●●●●㎡、新規です。利用権の設定をする者は、●●●●さん、 住所は●●●●です。利用権の設定を受ける者は、●●●●さん、住所は●● ●●です。田で5年の使用貸借です。次に5ページをご覧下さい。●●●●、 登記簿現況ともに田で面積が●●●●㎡、新規です。利用権の設定をする者は、 ●●●●さん、住所は●●●●です。利用権の設定を受ける者は、●●●●さ ん、住所は●●●●です。田が3年の使用貸借です。続きまして●●●●、登 記簿現況ともに畑で面積が●●●●㎡、新規です。利用権の設定をする者は、 ●●●●さん、住所は●●●●です。利用権の設定を受ける者は、●●●●さ ん、住所は●●●●です。畑で 10 年の使用貸借です。続きまして●●●●、 登記簿現況ともに畑で面積が●●●●㎡、再設定です。利用権の設定をする者 は、●●●●さん、住所は●●●●です。利用権の設定を受ける者は、●●● ●さん、住所は●●●●の方です。 畑で 5 年の使用貸借です。 次に 6 ページ をご覧下さい。●●●●、●●●●、●●●●です。登記簿現況ともに畑で合 計面積が●●●●㎡、再設定です。利用権の設定をする者は、●●●●さん、 住所は●●●●です。利用権の設定を受ける者は、●●●●さん、住所は●● ●●の方です。畑で5年の使用貸借です。続きまして●●●、登記簿現況と もに畑で面積が●●●●㎡、再設定です。利用権の設定をする者は、●●●● さん、住所は●●●●です。利用権の設定を受ける者は、●●●●さん、住所 は●●●●の方です。畑で5年の使用貸借です。続きまして●●●●、●●●

●です。登記簿現況ともに畑で合計面積が●●●●㎡、再設定です。利用権の 設定をする者は、●●●●さん、住所は●●●●の方です。利用権の設定を受 ける者は、●●●●さん、住所は●●●●の方です。畑で5年の使用貸借です。 次に7ページをご覧下さい。●●●●、●●●●、●●●●、●●●●、●● ●●、●●●●です。登記簿現況ともに田で合計面積が●●●●㎡、新規です。 利用権の設定をする者は、●●●●さん、住所は●●●●の方です。利用権の 設定を受ける者は、●●●●さん、住所は●●●●です。畑で苔を栽培されま す。5年の使用貸借です。続きまして●●●●、登記簿現況ともに田で面積が ●●●●㎡、新規です。利用権の設定をする者は、●●●●さん、●●●●の 方です。利用権の設定を受ける者は、●●●●、住所は●●●●です。田で5 年の使用貸借で、先程と同じように付帯条件が付いています。 次に8 ページを ご覧下さい。●●●●、登記簿現況ともに田で面積が●●●●㎡、新規です。 利用権の設定をする者は、●●●●さん、住所は●●●●の方です。利用権の 設定を受ける者は、●●●●です。田で5年の使用貸借で、付帯条件が付いて います。続きまして●●●●、登記簿現況ともに田で面積が●●●●㎡、新規 です。利用権の設定をする者は、●●●●さん、住所は●●●●の方です。利 用権の設定を受ける者は、●●●●です。田で5年の使用貸借で、付帯条件が 付いています。続きまして●●●●、登記簿現況ともに田で面積が●●●●㎡、 再設定です。利用権の設定をする者は、●●●●さん、住所は●●●●の方で す。利用権の設定を受ける者は、●●●●です。田で5年の使用貸借で、付帯 条件が付いています。次に9ページをご覧下さい。●●●●、登記簿現況とも に田で面積が●●●●州、再設定です。利用権の設定をする者は、●●●●み さん、住所は●●●●の方です。利用権の設定を受ける者は、●●●●です。 田で 5 年の使用貸借で、付帯条件が付いています。 続きまして●●●●、●● ●●、●●●●です。登記簿現況ともに田で合計面積が●●●●㎡、新規です。 利用権の設定をする者は、●●●●さん、住所は●●●●の方です。利用権の 設定を受ける者は、●●●●です。田で5年の使用貸借で、付帯条件が付いて います。続きまして●●●●、登記簿現況ともに田で面積が●●●●㎡、新規 です。利用権の設定をする者は、●●●●さん、住所は●●●●の方です。利 用権の設定を受ける者は、●●●●です。 田で 5 年の使用貸借で、付帯条件が 付いています。次に 10 ページをご覧下さい。●●●●、登記簿現況ともに田 で面積が●●●●㎡、新規です。利用権の設定をする者は、●●●●さん、住 所は●●●●の方です。利用権の設定を受ける者は、●●●●です。田で5年 の使用貸借で、付帯条件が付いています。続きまして●●●●、登記簿現況と もに田で面積が●●●●㎡、新規です。利用権の設定をする者は、●●●●さ ん、住所は●●●●の方です。利用権の設定を受ける者は、●●●●です。田 で3年の使用貸借で、付帯条件が付いています。続きまして●●●、登記簿 現況ともに田で面積が●●●●㎡、再設定です。利用権の設定をする者は、● ●●●さん、住所は●●●●の方です。利用権の設定を受ける者は、●●●● です。 田で 5 年の使用貸借で、付帯条件が付いています。 次に 11 ページをご 覧下さい。●●●●、登記簿現況ともに田で面積が●●●●㎡、再設定です。 利用権の設定をする者は、●●●●さん、住所は●●●●の方です。利用権の 設定を受ける者は、●●●●です。田で5年の使用貸借で、付帯条件が付いて います。続きまして●●●●、●●●●です。登記簿現況ともに田で合計面積 が●●●●㎡、再設定です。利用権の設定をする者は、●●●●さん、住所は の方です。利用権の設定を受ける者は、●●●●です。田で5年の使用貸借で、 付帯条件が付いています。以上です。

- 会 長 ただ今、事務局より説明がありましたが、28 件で 44 筆です。この計画を 定めることについて、江津市より農業委員会の意見を求められているものであ ります。この件について、何かご質問等はありませんか。
- ●番委員 有限会社ふるさと支援センターめぐみですが、実際にはどのくらい作っておられるのでしょうか。87.2 というのは、八反ですよね。

事務局長でそうです。借地が八反ですね。

●番委員 実際に八反の経営をされているということですか。

事務局長 そういうことです。

●番委員 本当にめぐみさんがタッチされているのか。畑や田が本当に八反くらいなのでしょうか。

事務局長 作業しているのは、まだいっぱいあるかと思います。

次 長 結局は受託作業です。刈り取りや防除、別々な作業がありますので、それを 各々別の所で受託を受けてされているということです。

- ●番委員 合意解約で出ている受け皿として、めぐみさんが居てくれるから耕地が上が らないと。
- 会長 ご理解の程よろしいでしょうか。私の方からも、めぐみと関わりがあるので、 少し話をさせて頂きます。いわゆる受託作業専門の会社でして、従来は農地を 持っていませんでした。法律の改正がありまして、農地も持てるようにという 制度に変わったようです。 私が平成 11 年からしていたのですが、 稲刈りとか 田植え、防除、代掻き、乾燥、調整等です。多い時には、稲刈りは30ヘクタ ールを超えていました。近年は米価が下がって、委託をかけた農家が大きな赤 字になる。 大体 4 万円くらいの赤字になります。 何とか、 田畑を荒らさないよ うに、何とかかろうじて農地を貸して頂いた経緯があるのですが、赤字が大き くなってきて単価が6千円くらいになって、非常に厳しい状況になりまして、 それでどんどん受託作業をやってきている訳ですね。もう一つは、受託作業が 減っている部分は、米価の下落と耕作者がいなくて、いわゆる後継者がいない ということです。ですので、制度が変わったということで農地が持てる、耕作 者がいなくなった所へめぐみが入って、江津市とJAいわみ中央と森林組合の 3 セクの会社で、広範囲に農地を荒らさないようにしないといけない。 少し遡 っていくと、ふるさと支援センターめぐみを作った仕掛け人が西谷次長です。 最近は農業離れや、大口農家が高齢で出来なくなっているということから、近 **隣の集落営農組織とか農事組合法人や企業参入されている会社や、その土地を** ふるさと支援センターめぐみへとなっています。何とか耕作放棄地を少しでも 減らそうという思いから、ある意味では江津市からめぐみの方に押し付けのよ うな場合もありますけれど、そのような中でめぐみがされています。今現在は、 八反七畝くらいです。実際の作業としては、20 から 30 町はされています。 ついでに宣伝ですが、今年からドローンを入れて防除を始めると聞いています。 ぜひ、皆さんもご利用頂ければと思います。以上です。
- 会 長 他に何かございませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。この件について、承認 される方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、意見第1号については、承認されましたので、 江津市に「異議なし」と回答いたします。

その他については、総会終了後に行います。よろしくお願いいたします。以上で日程のすべてを議了いたしました。これをもちまして、第 12 回江津市農業委員会総会を閉会といたします。なお、次回は 4 月 22 日の月曜日を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

〔閉会午前10時30分〕

以上議事の顛末を記載し、これに間違いないことを認証するために署名する。

会 長

署名委員

署名委員